

○仙北市医師等修学資金貸与条例

平成28年3月17日条例第5号

仙北市医師等修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、市長が定める医療機関（以下「指定医療機関」という。）において医師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、仙北市における医師等の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師等 医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、助産師又は看護師をいう。
- (2) 養成機関 医師法（昭和23年法律第201号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する学校、養成所又は大学をいう。

(貸与の対象者)

第3条 医師の修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 大学（大学院を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者（当該課程に入学する手続を終えた者を含む。）であること。
  - (2) 将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとする意志を有する者であること。
  - (3) 仙北市以外の団体が運営する医師の充実に資することを目的とした修学資金又は奨学資金の貸与を現に受けていない者で、将来も受ける予定がない者であること。
- 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、助産師又は看護師の修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。
- (1) 養成機関に在学する者（当該養成機関に入学する手続を終えた者を含む。）であること。
  - (2) 将来指定医療機関において薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、助産師又は看護師の業務に従事しようとする意志を有する者であること。
  - (3) 仙北市以外の団体が運営する修学資金又は奨学資金の貸与を現に受けていない者で、将来も受ける予定がない者であること。

(貸与の契約及び方法)

第4条 市長は、前条に規定する者の申請に基づき、審査のうえ契約により、その者に修学資金を貸与することができる。

2 修学資金の月額は、仙北市医師等修学資金貸与条例施行規則で定める額とし、3か月分を一括して貸与するものとする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸与契約の解除等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による契約（以下「貸与契約」という。）の相手方（以下の条及び第11条において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

3 市長は、修学生が正当な理由なく第11条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

4 市長は、修学生に対し修学資金の貸与を開始した月以後その在学する大学又は養成機関を卒業するまでに通常要する月数にわたって既に貸与を行った場合には、当該修学生に対する修学資金の貸与を打ち切るものとする。

(返還)

第7条 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当す

こととなつたときは、被貸与者は、貸与を受けた各月分の修学資金に利息を付して、当該該当することとなつた日の属する月の翌月から起算して1年（次条の規定により修学資金の返還の債務の履行が猶予された場合にあっては、1年と当該猶予された期間とを合算した期間）以内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。この場合において、市長は、当該期間内に修学資金及び利息の全額を返還することができないことについて特別の事情があると認めるときは、当該期間を2年以内に限り延長することができる。

- (1) 前条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき。
  - (2) 死亡したとき（前条第1項第5号に該当する場合を除く。）。
  - (3) 貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して2年以内に医師等とならなかつたとき。
  - (4) 医師は、臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修。以下同じ。）修了後、直ちに指定医療機関において医師の業務に従事しなかつたとき。
  - (5) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技師、助産師又は看護師は、養成機関を卒業し、かつ、免許を取得した後、直ちに指定医療機関において当該取得免許に係る業務に従事しなかつたとき。
  - (6) 指定医療機関において医師等の業務に従事しなくなつたとき。
- 2 前項の利息の額は、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日から貸与契約の期間が満了した月の末日（同項第1号に該当する場合にあっては、貸与契約の解除の日）までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（返還の猶予）

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により貸与契約が解除され、又は貸与契約の期間が満了した後も引き続き当該課程に在学しているとき。
  - (2) 臨床研修を受けているとき。
  - (3) 指定医療機関において医師等の業務に従事しているとき。
- 2 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。
- (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事情があるとき。
- (3) 被貸与者の責めに帰することができない理由により、指定医療機関において医師等の業務に従事することができないと認められるとき。

(返還の免除)

第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還債務を免除するものとする。

- (1) 医師の貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して2年以内に医師となり、臨床研修修了後、直ちに指定医療機関で医師の業務に従事した場合又は薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、助産師又は看護師の貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して2年以内に薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、助産師又は看護師の免許を取得し、直ちに指定医療機関で当該取得免許に係る業務に従事した場合において、当該業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（第6条第2項前段の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。以下同じ。）の2分の3に相当する期間に達したとき。
  - (2) 医師等の業務上の事由により死亡し、又は医師等の業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、履行期限が到来していない部分に係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 死亡し、又は心身に故障が生じたことにより返還債務の履行をすることができなくなったとき。
  - (2) 指定医療機関における従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。
- 3 第1項第1号の規定の適用については、医師の従事期間には市立角館総合病院又は秋田大学医学部附属病院で臨床研修を受けた期間を含むものとする。
- 4 前項に規定する医療機関以外で臨床研修を受けた場合は、当該期間の2分の1に相当する期間を算入することができる。
- 5 第1項第1号及び第2項第2号の規定の適用については、従事期間のうちに休職又は停職の期間がある場合にあっては、当該従事期間から当該休職又は停職の期間を控除するものとする。
- (延滞利息)

第10条 被貸与者は、正当な理由なく履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、当該返還債務の金額に、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合

を乗じて得た金額に相当する額の延滞利息を支払わなければならない。

2 第7条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(学業成績表等の提出)

第11条 修学生は、毎年、学業成績表及び健康診断書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(仙北市病院事業医師等修学資金貸与条例の廃止)

2 仙北市病院事業医師等修学資金貸与条例（平成22年3月12日条例第5号）は、平成28年4月1日をもって廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、仙北市病院事業医師等修学資金貸与条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。